

地域女性活躍推進交付金の審査の考え方について

（ 令 和 7 年 1 月 22 日 ）
地域女性活躍推進交付金審査会

1 審査の基準

地方公共団体から申請に基づき、事業内容を勘案し、以下の基準により審査する。

（１）事業の周知や女性に必要な支援につなげるための広報、啓発費用については、費用対効果を踏まえ効果的なものについて認める。

（２）単発的な事業（例：セミナーや講座の開催が１回のみ等）については原則認めない。

（２）「つながりサポート型」は、幅広く女性全般を対象としたものであり、例えば、DV、子育てなど、特定の属性に限定して実施する事業や男性を対象とする事業は認めない。

ただし、男性を対象とする職員への研修等は例外とする。

（３）「寄り添い支援型プラス」及び「つながりサポート型」は、困難や不安を抱える女性・女の子たちに寄り添った相談支援の一環として生理用品等の提供を行うことを可能としていることから、物品の提供が主となっている事業は、原則として認めない。

相談支援の一環として提供する物品については、購入経費が総事業費の５割以上を占めている場合は、原則として５割未満とする。

（４）食料品・一般生活用品を提供する事業については、原則として認めない。

ただし、居場所の提供等に伴う軽食等の提供、感染症対策としてのアルコール消毒やマスク等は、例外とする。

（５）備品購入費（例：図書購入費、PC購入費など）については、単年度事業であることから、原則としてリース、レンタル等賃借とする。

ただし、購入した方が著しく安価となる場合には例外とする。

（６）「つながりサポート型」の事業における改修に係る経費は、交付要綱上、「軽微なものに限る」としており、事業遂行上、真に必要かつ軽微なものに限り認める。

2 査定基準

地方公共団体からの申請が予算額を上回ったとき、又は、審査の基準に適合しないときは、予算額及び事業内容を勘案し、以下の方針により、メリハリをつけて査定する。

- (1) 高額な講師謝金（講演等 1 回につき事業費 30 万円（税込）を超えるもの）は原則として認めない（30 万円（税込）を超える部分については査定する。）。
- (2) 事例集・冊子作成配布等については、活用計画が十分に明確かつ効果的と認められるものについて認めることとする。市町村（政令市・中核市を除く。）の事例集や冊子等については、申請書類において上記の要件を満たすことが明確でない場合でも、当該要件を満たすことを条件に認めるものとする。
- (3) 新聞広告やテレビ番組制作などの普及啓発費用は単発的で継続的效果が見込みにくいものについては、必要に応じて査定する。また、情報発信のためのＨＰ構築や広報誌等の掲載・配布は費用対効果を考慮し、単なる情報発信にのみ留まり、事業効果が見込めないものについては、必要に応じて査定する。
- (4) 汎用性の高い一般向けの啓発グッズ、イベント用ノベルティ、表彰記念品の作成・配布や川柳の募集は交付金の対象事業として認めないこととする。